

いわき市公告第152号

いわき市産業廃棄物処理指導要綱（平成11年4月1日制定）第14条第1項の規定により、次の者から産業廃棄物処理施設設置事前協議書が提出されたので同条第5項の規定に基づき公告する。

令和8年8月25日

いわき市長

内田 広之

1 設置等予定者

住所 福島県郡山市町東二丁目115番地

氏名 和建機械産業株式会社 代表取締役 足立 勝治

2 産業廃棄物処理施設の設置等予定地

いわき市四倉町八茎字簀落140番45 外

3 産業廃棄物処理施設の種類及び処理能力並びに処理する産業廃棄物の種類

(1) 施設の種類 ばいじん等の造粒固化施設 1基

(2) 処理能力 燃え殻：220 t／日（8時間）

汚泥：200 t／日（8時間）

ばいじん：220 t／日（8時間）

※これらは同一施設である

(3) 処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、ばいじん

以上3種類